

6 不良な生活環境の解消

【目的】

市では、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等について、これまで地域と行政の連携による、「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援で対応をしてきました。

見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する場合があることや、解消までに長期間を要することなどから、支援をより実効性・継続性のあるものとするため、これまで培ってきた地域と行政の連携を活かしつつ、不良な生活環境の解消に向けた支援策及び措置を明確にし、これらを総合的に推進するための条例を制定し、平成 28 年 4 月から施行しました。

この条例を積極的に活用し、原因者が地域で孤立しないよう、地域と行政が連携しながら、支援を進めています。

【対応状況】

- ・ 条例施行以降、502 件のうち、88%（442 件）が解消しました。
- ・ 解消後、関係機関による福祉支援・見守りを継続し、再発防止に努めている案件が 33 件あります。
- ・ 対応中の 60 件は、悪化させないため、又は、改善させるために、福祉的な支援や声掛けなど関係機関で連携して対応しています。
- ・ 令和 5 年度は、84 件対応し（うち新規案件は 17 件）、24 件解決しました。

表 7-6 不良な生活環境対応状況

	条例施行前(～平成 27 年度)			平成 28 年度～令和 4 年度			令和 5 年度			
	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	
相談件数	23	7	16(1)	462	46	416(13)	17	7	10	
内訳	物の堆積等	23	7	16(1)	103	17	86(2)	2	0	2
	多頭飼育	2	1	1(0)	10	3	7(0)	2	0	2
	樹木の繁茂	2	1	1(0)	216	17	199(4)	6	4	2
	雑草の繁茂	0	0	0(0)	154	12	142(8)	11	5	6
	その他	0	0	0(0)	72	6	66(1)	0	0	0
	合計									
	件数	対応中	解決							
相談件数	502	60	442							
内訳	物の堆積等	128	24	104						
	多頭飼育	14	4	10						
	樹木の繁茂	224	22	202						
	雑草の繁茂	165	17	148						
	その他	72	6	66						

※（ ）内は、令和 5 年度中に解決した内数

※複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。